

意見募集要領

1 意見募集対象

別紙 2 「企業等安心して無線 LAN を導入・運用するために」(案)

2 資料入手方法

電子政府の総合窓口[e-Gov] (<http://www.e-gov.go.jp>) の「パブリックコメント」欄及び総務省ホームページ(<http://www.soumu.go.jp>) の「報道資料」欄に掲載します。

3 意見提出方法

意見書(別紙 2 に対する意見)については、別紙 3 の様式に、個人及び法人・団体の区分を明らかにした上で、氏名(法人又は団体にあつては名称並びに代表者及び担当者の氏名)、住所(主たる事務所の所在地)及び連絡先(電話番号又は電子メールアドレス)を明記の上、意見提出期限までに、次のいずれかの方法により提出してください。

なお、提出意見は、日本語で記入してください。

(1) FAX を利用する場合

FAX 番号 : 03-5253-5752

総務省情報流通行政局情報流通振興課情報セキュリティ対策室 宛て
※送付後、担当に電話連絡してください。

なお、別途、電子データによる送付をお願いする場合があります。

(2) 電子メールを利用する場合

電子メールアドレス : wlan-security_atmark_ml.soumu.go.jp

総務省情報流通行政局情報流通振興課情報セキュリティ対策室 宛て
※迷惑メール防止のため、「@」を「_atmark_」と表記しています。
※送付後、担当に電話連絡してください。

メール本文に直接意見の内容を書き込むか、添付ファイル(ファイル形式はテキストファイル、マイクロソフト社 Word ファイル又はジャストシステム社一太郎ファイル)として提出してください(他のファイル形式とする場合は、担当までお問い合わせください。)。なお、電子メールのサイズは、2MB 以下としてください。

4 意見提出期限

平成 25 年 1 月 4 日(金)午後 5 時必着(郵送については同日付の消印有効)

5 留意事項

意見が 1,000 字を超える場合、その内容の要旨を添付してください。また、それぞれの意見には、当該意見の対象であるページ等を記載して下さい。

提出されました意見の全部又は一部若しくはその概要は、電子政府の総合窓口[e-Gov]

(<http://www.e-gov.go.jp>) の「パブリックコメント欄」に掲載します。

御記入いただいた氏名（法人又は団体にあつてはその名称並びに代表者及び担当者の氏名）、住所（所在地）、電話番号及びメールアドレスは、提出意見の内容に不明な点があつた場合等の連絡・確認のために利用します。

なお、提出された意見とともに、意見提出者名（法人又は団体の名称及びその代表者の氏名に限ります。）及び意見提出者（個人を含みます。）の属性を後日公表する場合があります。法人又は団体の名称及びにその代表者の氏名について、匿名を希望される場合には、その旨を記入してください。

また、意見に対する個別の回答はいたしかねますので、あらかじめ御了承ください。

意見書

平成 年 月 日

総務省情報流通行政局

情報流通振興課情報セキュリティ対策室 宛て

区分（注1）

郵便番号

（ふりがな）

住所

（ふりがな）

氏名（注2）

電話番号

電子メールアドレス

「企業等が安心して無線LANを導入・運用するために」（案）に関し、別紙のとおり意見を提出します。

注1 意見提出者の区分として「個人」又は「法人・団体」を記載すること。

注2 法人又は団体にあつてはその名称、並びに代表者及び担当者の氏名を記載すること。

注3 それぞれの意見には、当該意見の対象であるページ等を記載すること。